

## ○社会福祉法人幕別町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人幕別町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

**第2条** この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 理事及び監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選定委員会委員
- (5) 法人運営委員会委員
- (6) 苦情解決第三者委員
- (7) 生活福祉資金等貸付調査委員会委員
- (8) その他会長が必要と認めた者

### (報酬等)

**第3条** 役員等がその職務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、会長は、その職務を遂行するため、1ヶ月に1回以上本会に赴き、本会の運営状況の把握及び決裁等を行うこととする。

### (報酬の支給方法)

**第4条** 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除したうえで、次により支給する。

- (1) 日額の報酬は、職務従事後に支給する。
- (2) 月額報酬は、その月の末日までに支給する。
- 2 新たに月額報酬を受けることとなった者には、その日から報酬を支給する。
- 3 前項の規定による報酬の額は、日割りにより計算する。

### (費用弁償)

**第5条** 役員等が会議に出席したとき及びその職務に従事したとき、又は職務により旅行をしたときは、費用弁償として、別表に定める額を支給する。

- 2 費用弁償の種類及びその支給方法は、本会職員の例による。

### (公表)

**第6条** 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (委任)

**第7条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の規定は、公布の日から施行する。
- 2 社会福祉法人幕別町社会福祉協議会役員（等）の費用弁償支給規程（平成 17 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

（単位：円）

区分	報酬		費用弁償額
	単位	報酬額	
会長	月額	20,000	職員相当額。ただし、十勝管内の市町村に日帰り旅行をした場合の日当は、次による。 （1）幕別町内 650 円 （2）帯広市・音更町・池田町 1,000 円 （3）前 2 号以外の各町村 2,300 円
理事（会長及び副会長を含む）	日額	3,000	
監事			
評議員			
評議員選定委員会委員			
法人運営委員会委員			
苦情解決第三者委員			
生活福祉資金等貸付調査委員会委員			
その他会長が必要と認めた者			